

とに対して、皆さん対応は大変だと思いますが、私たちが議席を得る中でですね、いろいろなものを失ってこの議場にきております。私のことを言わせれば、やはり家庭に大変迷惑をかけております。そのことは十分反省はしておるんですが、議員になったからには、家庭を犠牲にし、そして選挙の中では、本当に仲がよかった友達を失いながらも、この議席に臨んできているわけです。このことは、市長も議員をやられた経験がある中で、よくわかりだと思しますので、私たちの声を真摯に受けとめていただきたいと思えます。

以上をもって終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（鳥居直記君） 次は、40番野口三孝議員。

〔野口三孝君登壇〕

40番（野口三孝君） 教職員の週休2日制に伴いまして、小・中・高等学校週5日制、そしてまた、総合選抜制度から単独選抜制への移行など、教育に関する諸問題が賛否の立場で論議されております。私は、本市の教育行政のうち、教育委員会が早急に取り組むべきと思う問題について質問をさせていただきます。

まずは、長崎市立商業高等学校の件であります。本校は明治18年開校し、幾つかの変遷を経て、本年創立117年を迎え、今日まで多くの経済人のみならず、各界の指導的役割を担う人材を輩出した伝統ある商業高校であります。現在、生徒数は、男子138名、女子815名の計953名、生徒は、情報処理、商業、国際経済の3学科のコースで学んでおります。一方、先生方は、校長以下58名、養護教諭、講師など合わせまして72名の布陣であります。

ここで、私が非常に気になりますのは、商業高校の先生方の平均年齢の高さであります。例えば、県立高校5校の先生方の平均年齢が42歳ですが、商業高校は47歳、5歳の差がそこに生じております。

そこで、この平均年齢の格差がどこに起因するかであります。いわゆるもがな人事のあり方そのものが、この要因になっております。商業高校の教諭の人事は、県教育委員会からの割愛という名の派遣人事であります。恐らく欠員が生じたとき、県教育委員会をお願いをするものと思えます。

ちなみに、平成14年、本年の異動で商業高校に着任をなさった先生は5名であります。お一人が42歳、他の方は50、51、54、57歳となっております。私は、高齢者の方だから悪いということでは決してありませんので、そこは誤解のないようにお願いをしておきます。

しかしながら、他の県立と比べた場合に、余りの格差には、考えざるを得ないわけですが、私は、教育委員会が高齢者の方を県の教育委員会に希望をなさっておるとは思えませんが、どのような形で、県教育委員会に人事の件についてお願いをなさっておるか、ご答弁を求めます。

第2点として、商業高校に関し、懇話会を立ち上げる旨お聞きをいたしております。有識者の意見を聞いて、商業高校のどのようなことを、どのような内容でもって検討をしようというのか、その点ご説明をいただきたいと思えます。

次に、指定休制度であります。指定休は、本年度から週休2日制度に伴い廃止となります。どのような法的根拠で今日まで行われていたのか。そしてまた、教諭の研修について、指定休廃止の後、どのようになさろうとするのか、教育委員会の所見を承りたいと思えます。

以上、本壇からの質問とさせていただきますけれども、後ほど自席の方から今、お聞きした問題について、掘り下げてご意見、ご所見を伺ってまいります。

そして、なお、最後をお願いをしたいんですけども、教育委員会の答弁というのものは、今日まで各議会において聞いておりますけれども、非常に長い。長過ぎるんです。歴史的経過もその内容も結構ですから、私がお伺いをした点について端的にご答弁をいただくことをお願いして、壇上からの質問といたします。＝（降壇）＝

議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 野口三孝議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

簡潔にお答えをいたします。市立商業高等学校教諭の人事異動の中で、長崎市立長崎商業高等学校課題検討懇話会の設置の目的及び今後のスケジュール等についてのご質問がございました。この件につきましてお答えをいたしたいと思います。

長崎市立長崎商業高等学校の諸課題、具体的には、学科の改編、定数の見直し、学校運営上の諸課題を解決するために、本年5月に要綱をもって長崎市立長崎商業高等学校課題検討懇話会を設置したところであります。

6月議会の終了後の6月20日に、第1回の会議を行い、年内に4回程度の会議を現在、予定しております。懇話会から諸課題についての提言をいただくことといたしております。県立高校が新学習指導要領を踏まえ、教育改革を実施する中、長崎市立長崎商業高等学校も早急に諸課題の解決に向け、取り組みたいと考えているところであります。

なお、今後、懇話会で協議を重ね、一定の方向性が出てきました時点で、議会の方の文教経済委員会におきましてご報告させていただき予定になっておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、私の答弁を終わります。教育長とボタンタッチいたしたいと思っております。

ありがとうございました。＝（降壇）＝
教育長（梁瀬忠男君） できるだけ簡潔にしたいと思っておりますが、少しお話しさせていただきたいこともお聞きいただきたいと思います。

まず、1点目の市立長崎商業高等学校教諭の人事異動の件でございますが、長崎商業高等学校の現状につきましては、議員さんもお指摘のとおり、平均年齢が高いという状況でございます。この点につきましては、校長、教頭、教諭、事務職、実習助手、庁務員、合わせて64名の正規職員、それと正規職員以外12名の計76名の職員が勤務しております。正規職員の年齢構成でございますが、50代が35名、40代が22名、30代が7名となっており、したがって、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、平均年齢が47歳と大変高くなっている状況でございます。これを県立高等学校との先ほど比較もありましたが、42歳ということからいたしますと、5歳ほど高いという状況は現実のものでございます。

しかし、このような中で、50代の職員が半数以上を占めておりまして、勤務年数も平均約12年と確かに長い状況でございます。このことは、市立高等学校が本市には1校しかなく、県立高等学校

との人事交流が少ないことが大きな原因であると考えております。

現行制度の中では、長崎商業高等学校に勤務する職員を県立高等学校との人事交流を図るためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、県立高等学校は県教育委員会が、市立長崎商業高等学校は市教育委員会が人事権をそれぞれ持っていることから、職員に、そのことから、一たん退職願ということを書いてもらう必要がございます。そして新たに受け入れ先の方では採用と、こういった手続きが必要になってくるわけでございます。この方法を割愛人事と言っておりますが、この割愛人事につきましては、その基本になるのは、本人の意向がかなり重視をされていると、こういったことになります。

したがって、長崎商業高等学校につきましては、多くの教職員が一たん長崎商業高等学校に赴任をいたしますと、そのまま長崎商業高等学校への留任を希望する方が多く、退職願が出されることが少ないという現状があります。そのために、長崎商業高等学校の教員の平均年齢が高くなっているというのが実情でございます。

このことは、一面では、教職員がじっくりと腰を据えて、長期計画で教育ができるという長所もあるかと思いますが、一方では、変化に乏しく、マンネリ化するというような短所も大きいのではないかと考えております。しかし、市教育委員会といたしましては、時代や社会のニーズに対応した学校づくりと新しい学校の学習指導要領を踏まえたよりよい長崎商業高等学校づくりを目指す中で、その対応策の一つとして、県立高等学校との活発な人事交流により学校の活性化を図ることが大変大切であると考えております。

そこで、毎年、長崎商業高等学校へ転入してくる教職員に対しましては、年度当初に県立高校との人事交流を積極的に進めるようお願いをしているところでもございます。また、商業高等学校におきましては、校長が教職員に対しまして、県立高校との人事交流について積極的に希望を出すよう働きかけているのが現状でございます。

今後とも、活発な人事交流が推進されるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の職員の指定休の法的根拠及び自

宅研修の取得についてお答えいたします。指定休につきましては、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の規定によりまして、任命権者であります長崎県教育委員会が長崎県条例で定めたものであります。それは、特別の形態によって勤務する必要がある者の週休日及び勤務時間の割り振りとして教員に設けられたものであります。

ご承知のとおり、平成4年9月から第2土曜日を週休日とする学校週5日制に向けての準備が始まりました。続いて、平成7年4月からは、第2土曜日に加えまして、第4土曜日も週休日となり、平成14年3月31日までは、そのことが続いておりました。このおよそ10年間、週休日となっていなかった土曜日に勤務した分を児童生徒の授業に支障がない夏季休業、冬季休業及び学年末休業の期間に、教員がまとめて休日としてとっていたものが指定休であります。本年度からは、完全学校週5日制の実施によりまして、すべての土曜日と日曜日が週休日となりましたので、これまでありました出勤した土曜日のまとめ取りであります12日間程度の指定休制度はなくなってまいります。

次に、夏季休業、冬季休業及び学年末休業の長期休業中の月曜日から金曜日までは、教職員にとりましては、祝日や年末年始休暇以外の日は勤務を要する日であります。そこで、夏季休業中の教職員の勤務について例を挙げて説明をいたしますと、7月21日から8月31日までの43日間のうち、週休日が12日間、夏季休暇が3日間あります。ほかに年齢によってとることができるリフレッシュ休暇等が3日間ほどございます。それらを差し引いた出勤を要する日は28日ほどでございます。28日のうち、全職員が出勤する校務整理日、校務準備日、登校日が4日間、それに加えて教員が交代で学校全体の業務を分担する特定勤務日があります。これは学校の規模により日数が異なってまいります。そのほかに、個人により異なりますが、各種研修会への参加や出張が組まれており、多い人で10日間ぐらいになります。また、部活動等の練習や試合等の引率指導に当たる職員も数多くありますが、これも個人によって変わってまいります。このような出勤日等を差し引きますと、議員ご指摘の自宅での研修をとれる日数がおおよそ10日から20日間程度と思われま。

そこで、教員の研修についての定めは、教育公務員特例法第19条に、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と研修の基本方針を示し、同法第20条第2項において、「教員は、授業に支障がない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる」と定めてあり、教員の自宅等での研修を認める規定がございます。

ところで、学校現場においては、教員が自宅等での研修を取得するためには、事前に研修計画を添付した自宅研修承認願を提出して校長の許可を受けなければなりません。校長は、教員の研修計画をつぶさに検討し、研修にふさわしい内容のある研修願のみを許可するようにはいたしております。また、自宅等での研修を承認された者に対しては、休業後に資料を添付した研修結果の報告を求めています。

市教育委員会といたしましては、研修の内容を児童生徒の学習指導に直接生かせるような教材研究等を柱としながら、研修内容の充実を図るよう校長を通じて機会あるごとに指導しているところでございます。

また、市教育委員会といたしましても、これまで平常日に行っていた各種の研修会をできるだけ多く夏季休業中に実施して、教職員の資質の向上に努めるよう計画しているところでございます。

以上でございます。

40番（野口三孝君） 今、ご答弁をいただきましたけれども、教育長、やはり長いですね。私が壇上で5分、市長が約1分、残りは全部あなたがとうとうおしゃべりになりました。議場でお聞きすることは、教育長は、丁寧に事の成り行き等をお述べになりましたけれども、議場は、ある意味では、政策に関しての論議の場でありますから、歴史的経緯とか今、説明になったようなことは結構なんですよ、わかっておることですからね。それをことさら説明する必要は、私はないと思う。

まず、2番目にご答弁いただいた指定休でありますけれども、確かに教育長がおっしゃるように、平成4年に第2土曜日が休みになった。そして、平成7年に第2土曜日と第4土曜日、いわゆる隔週ですか、休みになった。こういった形の中で、一般の公務員の方がお休みになるわけだから、い

いわゆる教職にある公務員、そういう方々が休みをとるということは、これは私は、当たり前のことであって、あってしかるべきであります。しかし、本年度から完全週休2日制になったわけですから、これがなくなっていくのも理解できます。当然のことでしょう。

私が、ここでお聞きしたいのはですね、平成4年9月、いわゆる第1土曜日が休みになりましたけれども、それ以前の休暇、夏休み等においても、先生方は、大変失礼な言い方をすれば、休みをとっておられたんです。これは研修とは別ですよ、休みをとっておられた。そうすると、本年度から週休2日が完全に実施をされるわけですから、今まで、いわゆる指定休と研修という形でお分けになっておりましたけれども、そういうのは、先ほど教育長は答弁なさいましたけれども、私は、そういった中で、いわゆる今、教育委員会の方から各校区単位に週休5日制推進協議会ですか、何かそういったものを学校単位につくっていただいて、そこで週休2日に対応する子どもたちの地域での教育といますか、地域で見守ってくださいと、そういうことを教育委員会へお願いをしとるわけですね。

だから、私がここでお願いをしたいのは、今、研修について教育長はおっしゃいましたけれども、実際に、私が見る限りにおいては、先生方はそんなに、大変失礼な言い方だけれども、研修研修で、研修漬けになっておりませんよ。やはりお休みをとっておられる。

先輩の校長先生等のご意見を聞くと、五島に実家があられる先生は、五島の海産物のそういった研究が、それが理科の先生ならわかるんですよ、そういったことが研究成果として出てきておったと。中には、そういう方もいらっしゃるわけですよ。

だから、今回、教育委員会は新たに、いわゆるあなた方がつくる研修、これは法令であるわけですからね。そしてまた、自宅研修等、これも教育長も述べられたように、これも県の条例等あるわけですから、当然とってもらって勉強してもらわなければならんけれども、私は、少なくとも夏休みの間、地域にそういうことをお願いするならば、先生方も、その地域と一緒にあって、何も自分が

務めておる学校まで出てきてどうこうは言いませんけれども、やはりその地域で、地域の方と一緒にあって、そういった意味でのボランティアをする。先生方も家庭に帰れば父親でしょう、保護者ですよ。家庭に帰れば父親であって地域の住民なんですよ。

そういった意味で、私の経験からいくと、地域の行事等に学校の先生方が出るということは皆無ですよ。今まであったことがない。校長先生、教頭先生はお出になります。一般の先生、一般の先生という言い方があるのかどうか、いわゆる管理職にない方々、一度だって出たことはありませんよ。

ですから、私は、夏休みについては、そういった意味で、長崎の教育委員会方式というものを作り出してやっていただきたいと思います。

他の質問がありますので、あなたの答弁を聞くと長くなりますので、時間が、後ほどはかりながら答弁をいただきたいと思います。

それからですね、いわゆる人事の問題。これは確かに、県教育委員会から割愛人事で派遣をさせていただいております。教育長ね、割愛という意味がわかりますか。割愛というのは仏教用語ですよ、これはね。愛執のあるものを断ち切るというのが本来の意味です。そして、自分で惜しいと思うものを手放すことが割愛なんです。そうすると、今度、商業高校が、先ほど本壇でも言いました、教育長も述べられましたけれども、5人先生方が来られて、40代がただ1人、ほかの方は50代。それはベテランですから、県としては非常に手放すのは惜しいと思うけれども、見方によっては、全く逆な、いじわるな見方でないですけども、惜しくない人を出しているのかなという気がしてなるんですよ。そういった意味では、割愛人事では決してないと思う、私は。

先ほど教育長は、答弁の中で、私が本壇で示した、いわゆる年代別あるいはそれに関して、また、現在、勤務なさっている方々の年代もお述べになりました。私は、教育長にわかっていただこうと思って本当はわざわざつくってきたんですよ、表を。まさか、あなたの方から先手を打たれて、先にそういうことが答弁で出るとも思いませんでしたので、いま一度、これは重複しますがけれども、

よろしいですか。議長にも許可をいただいております。現在のいわゆる高等学校に勤務をしておる先生方の年代ですね、お見えになりますか。商業高校が50代37名、40代21名、30代5名、20代はゼロです。ということは、先ほどの割愛人事の意味にまで入り込むわけですけれども、そして、対比をしなければなりませんので、県立東高校、50代が6名、40代26名、30代17名、20代11名、こんなに違うんですよ。よろしいですか。これは、いわゆる商業高校で学んでおる生徒は、実質的に先生方と接しておるから、こういったことを知っていると思いますけれども、これを父兄が知ったら、父兄は恐らくびっくりしますよ。長崎市議会にも商業のOBの方もおられます。OBの方も知らなかったと言っております。

ですから、私があえて、こういうふうに年代等を申し上げるのは、先ほど本壇でも申し上げましたけれども、年をとっているから悪いということではないんです、決してない、それは。ただ、人事というものは、やはり交流がある、そこに新しい血を入れる、そういうことで、その活性化というものができるんですよ。

だから、私は、教育長にあえて今後、質問を続けていく意味において、根本的な物の考え方として、まずお聞きをしておきます。現在、県が広域人事を行っておりますよね。この広域人事をどう思われておるのか。広域人事を実施するについては、随分反対もありました、広域人事。当時、組合の方々は猛烈に反対をした。そういった反対の中であって、県はやったんですよ。私は、その成果は十分に出ていると思いますよ。受ける子どもたちの教育は均等でなければならぬと、そういった意味において、私は成果は出ていると思うけれども、この広域人事について、どうお考えですか。まず、ご答弁をお願いします。

教育長（梁瀬忠男君） 広域人事の意義ということでございますが、長崎県の広域人事異動の方針につきましては、議員さんもお承知のことだと思いますが、A地区、B地区、C地区、これは離島を含めての勤務の部分であろうかと思っております。このことにつきまして、長崎の方では、義務教育の方では随分定着をしておりますし、そして、教師が異動をして、それぞれの離島だとか違う地区で

のいろいろな体験、そして、そこで育つ子どもたちの状況等を踏まえて、来るときには大変、私は、意義のあることかなと、そういった意味では、長崎県は離島を抱えておった関係で、スタートのときには、そういった広域人事異動構想というのはあったと思いますが、そのことは、現在、定着している中では、私は、先ほど申しましたように、大変意義のあることだと、そして教師も、それぞれ切磋琢磨し、そのいいことを学んで、また、それぞれの地区での活動であろうと思っております、意義あることだというふうに考えております。

40番（野口三孝君） 広域人事について、大変意義あることだと、教育長としてお認めになっておられる。そうであるならば、なぜ商業高校が広域人事、人事交流をしないのかなと不思議でなりません。これは、先ほど答弁をなさいましたね。いわゆる県からお見えになる、そのとき県に退職願を一たん書かれるわけですよ、先生方はね。そして市で採用をする。逆の形は今まで聞いておりませんけれども、仮に、人事交流を図ろうとするならば、任命権者である市長に対し、辞表を書いて、今度は県で採用していただくという形になるかと思っております、そうですね。

それで、そういったことが一つの壁になっておるわけでしょうけれども、教育委員会は、平成9年に商業高校のいわゆる組合に対して、これは高教組の商業分会になるんですか、そこに対して、県と同じような形で広域の人事をしたいという申し入れをなさっておりますよね。それで、組合にこれを拒否されて今日に至っておるわけです。

教育長、組合が拒否したから、あと手を打たないというのは、私は、おかしいと思いますよ。人事交流は、現実において教育委員会やほかの分野ではなさっているんですよ、よろしいですか。これは百も承知のことでしょうけれども、いわゆる長崎市の教育委員会の組織の中で、県から割愛人事でお見えになった方、合計59名、学校を除いて教育委員会にですよ。59名いらっしゃる。これは、学校教育部等、各部署に分かれていきますけれども、学務課、学校教育課、健康教育課、ここで23名、青少年課に8名、スポーツ振興課に3名、教育研究所6名、科学館に3名、日吉青年の家4名、図書センター1名、それで、ほかに長崎幼稚園、

桜ヶ丘幼稚園、南幼稚園にお見えになっているんです。組合が拒否をしない、ここは県からお見えになっているんですから、広域人事は皆さん承知の上でお見えになっている。しかし、そういう方々も、また、市に退職願を書かれて県に戻るわけですよ。戻っているわけですよ、県の教育委員会に。一方においては、あなたは商業高校については、退職願だ何だということをおっしゃいますけれども、現実やっているのではないですか、別の分野では。

そしてまた、これは九州各県それぞれ学校ありますけれども、市立高校を持っている、いわゆる設置している県もあります。福岡、熊本、大分、鹿児島あります。福岡の場合は、政令指定都市ですから、これは比較にはなりませんけれども、鹿児島市はやっているんですよ。県で一括して採用し、県内の市立7校に県立高校と同様に割り振る。異動は県立高校と一切変わりませんと、異動は、県教育委員会の異動方針により、初任校4年、次校から7年で異動を基本とすると、なさっているんですよ。鹿児島は。そして、鹿児島市の教育委員会しっかりしてますよ。50歳以上はとらない方針だが、若干の退職者がある、県が割愛人事で50歳以上の方をお願いしますというとき、鹿児島市は断っているんですよ。このよしあしは別ですよ。これはそれぞれのご都合もあるわけですからね。

こういうふうに他都市ではやっているんですよ。それが、なぜ商業高校でできないのか。組合が拒否をしたからといって、そうですかとみすみす引き下がるなんていうのは、私は、教育長、あなたは長崎市の教育に関しては、市長から委任を受けている、また、教育委員さん方からも、教育委員会のことについては、あなたは任されておるわけですよ。かといって暴走はできないでしょうけれどもね。

それと、人事そのもの、私は、これを組合と相談するというのも言語道断だと思いますよ。人事なるものは、管理運営事項でしょう、違うんですか。長崎市の人事は4月に行われておりますけれども、人事異動する前、一々組合に聞いているんですか。総務部長、これは質問通告には、あなたを答弁者として入れておりませんけれども、この点、申しわけないけれども、簡単にご答弁をひ

とつお願いします。

ですから、ご答弁をいただいた後、教育長にいま一度聞きます。総務部長、申しわけないけれども、お願いいたします。

総務部長（岡田慎二君） 人事について、事前に組合と協議することはございません。

40番（野口三孝君） 教育長、お聞きになりましたね。やってないんですよ。組合に相談なんかはね。いわゆる人事の方でなさっておるわけですよ。

ですから、現在の商業高校の先生方も県からお見えになってきておるわけですね。ということは、県に退職願を出して市に来られたんですよ、商業高校に来られた。そして、商業高校から出ることはいやだと、これはよく言えば、先ほど教育長が言われたように、教育に燃えているかもわからん。しかし、逆の見方をすれば、非常に商業高校というのは居心地がいいところなのかなと、ほかにはもう行きたくない、だから、商業高校の先生は、大変失礼な言い方をすれば自分さえよければほかの先生方はどうでもいいんだと、自分だけは居心地のいいところにいたい、そういうことでしょう。そうにしか私はどうしてもとれないんですよ。

ですから、どうか教育長、再度お伺いをいたします。商業高校の先生方について、人事交流を広域人事でもって、まだ県にお願いしていないんでしょうけれども、教育委員会の方針としてするのか、近い将来、その方向で必ずやると、そういう意思があるのかどうか、ご答弁をお願いいたします。

教育長（梁瀬忠男君） 人事異動の件についての幾つか議員さんのご指摘の中で、私もお答えをさせていただきたい部分がありますので、少し時間をいただきたいと思います。

何点かあったと思いますが、やはり基本的にお話をさせていただいたのは、任命権者の違いということであります。議員のご指摘のことは、私も全くある意味では、そのように考えております。人事異動のいろいろな効果、そして広域人事をしてくることのその効果、したがって、話の中でも出ておりましたが、平成9年に私どもも、そのことをぜひ改善すべきではないのかと、そして、やはり人事交流をして、ここの学校も少し活性化

したいと、それは、まさに人事異動の効果を考えてからであります。しかし、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、確かに、よその県でもやられる都市はあります。そして、鹿児島のご紹介もありましたが、鹿児島もこれは相当早い時期からの人事異動の交流であります。そして、九州各県では、福岡だとか熊本、大分それから鹿児島、長崎とあるわけですが、その中で、唯一、鹿児島がそういった、私どもからすると、鹿児島のそのような方式もやりたいという研究もいたしました。結局、最後は、行き詰まったといいたまいますか、それは話の中でも出ておりましたが、人事というのは、私どもは管理運営事項だということは承知しております。

したがって、人事について、組合と人事異動することについての協議はいたしておりません。しかし、この件につきましては、長い間の流れと、そして本人さん方の退職採用という形をとりますので、その点をぜひ理解していただくことには、この人事異動が先に進まない、私どもは平成9年のとき、県の人事異動構想、広域異動構想と同じようなことを市で作りまして、これをぜひ県とあわせてやっていきたいと、それでそのときは、県とも随分協議をいたしました。最終的には、やはり法律上の措置といたしましては、法律事務所とも随分協議をいたしました。やはり本人が退職というのをまず申し出ること、そして私どもがそれを受け入れまして、県が採用する。この形にしかならないというふうに行き着いてしまっていて、そこで、私どもも管理運営事項であるから、これについて、私どものその基準をつくったことのできないかということで、随分協議もしたわけですが、やはり最終的には現行法上の制度から無理だと、こういったことになったわけがあります。

したがって、この件につきましては、いろいろ私どもも、今後とも、今その手法といたしましては、異動してくる人にこの制度の趣旨をわかってほしいと、したがって、県の人事交流みたいにして、やはり自主的にしかならないと思いますが、希望をする形で人事交流を図っていきたく、そこにしかならなかったものでして、その件については、少し今の時点でご理解をいただきたいなど

いうふうに思います。

今後とも、その件につきましては、私どもも商業高校の運営の活性化という部分で、懇話会も立ち上げるようにしておりますが、その中でも、少し論議になる部分であるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

40番（野口三孝君） 任命権者が違うことは百も承知ですよ。要は、いわゆる現在の法的な形の中では無理だと判断をしたということですから、要はやる気がないだけではないですか。ほかのいわゆる理解してくださる先生方のことは、先ほど言ったように、教育委員会内部はやっておるわけでしょう。教育委員会内部、非常に優秀な方々がそろってますよ、教育委員会は。そういう先生方は、ちゃんと退職をして入り、また長崎市で退職をされて現場の学校に行かれたり、県に戻ったりするわけでしょう。退職という言い方をすれば、仕事をやめてしもうて、退職金等いろいろ問題を考えますけれども、継続するんですよ、全部。勤続年数は継続していくんですよ。それでも、あなた方が商業の先生にそれを説明をしても彼らが応じないということは、先ほど言ったことを繰り返すようですよ。商業高校の中がよっぽどぬるま湯につかって、楽をしているからですよ。子どもたちは、一生懸命勉強をする、商業にある学科、本壇でいったように、情報処理がある、商業、そして国際経済がある。そういった中で、子どもたちは一生懸命勉強しておるんです。優秀な子どもたちが多んですよ、聞いております。先生方の人事が停滞してしまうと、そういう子どもたちが死んでしまいますよ。子どもたちがかわいそうですよ。

だから、何をか言わんやですけども、聞くのも嫌になるけれども、法的なそういう措置等は、他県でやっておることはできるんですよ。管理運営事項だからできるんですよ。だから、それは商業の先生方に対して、誠心誠意あなた方がお願いをして、それでも拒否するならばいいではないですか、裁判に持ち込んでも。私は、そのくらいの気構えを持たんと、広域人事、商業の本当の意味での先生方の人事交流はできませんよ。割愛で、欠員が出たときにもらってくる。その方が、大変

失礼だけれども、今、高齢化社会ですからね、50、60歳はまだ、はな垂れ小僧でしょうけれども、そういう先生方がお見えになって、非常にそういう先生方ばかり多い。先ほどの数字ではないけれども。

ですから、私はどうか、そういった意味では、教育長、先ほども答弁なさったことを何度も聞いても同じ答弁しか出ないでしょうけれども、せっかくそういう懇話会等を立ち上げて、有識者をお願いをするんでしょうけれども、今回、立ち上げる、先ほど市長から答弁をいただきましたけれども、課題検討懇話会ですか、どういうメンバーで、そして今、私が質問をした人事の問題、これも有識者の意見を聞くのかどうか、端的に教えてください。

教育長（梁瀬忠男君） 構成されたメンバーにつきましても、学校関係者、それから同窓会の方々、それとPTAの方々、こういった人と学識経験の方も入っていただくようにしております。

その中で、先ほどの人事の交流の点につきましても、学校運営の課題という3点ほど題目をつくっておりますので、私は、その中でも、いろいろお話をさせていただき、論議をしていただきたいというふうに思います。

そして、私は、このことについてはですね、何とかしたいなと、何とかしてこの交流が図れて、学校の活性化につなげたいという思いは、議員さんと一緒にございますので、その点につきましては、再度といいましょうか、私どもも研究をいたしまして、鹿児島につきましては、私も随分、参考にさせていただいたんですが、これは長い歴史の中でありまして、それと、事務局の職員も退職採用という形はっております。そこは、確かに議員さんご指摘のように、事務局に入ってくる方は、そのことを前提にといえましょうか、自分で希望を書いていただくわけですね。その点が少し違いがあるかと思いますが、いずれにいたしましても、この件につきましては、私どもも再度、真剣に検討し、取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

40番（野口三孝君） 押し問答をやったところで平行線をたどるわけですがけれども、商業高校に対

して、いわゆる普通、小学校、中学校には、教育委員会は、正式名称は忘れましてけれども、いわゆる授業が決められたとおりの形で行われているのか、あるいは事務処理が十分にいておるか、そういった意味で、いわゆる学校訪問というんですか、そういうことをなさってますよね。商業高校については、そういうことはしてないでしょう。それは、管理監督権というのかな、いわゆる高等学校等の経験の先生方が教育委員会にいないからかどうかわかりませんが、いわゆる教育委員会として、そういう管理すらしてないんですよ。事務手続き上の書類等は行かれてお調べになっておるとは思いますけれども、だから、そういったところも教育委員会、教育長ね、もう少し謙虚に私は受けとめていただいて、今後、ここで問答した件については、十分にご検討をいただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いをいたします。私も、慣れない質問でありますからね、教育長とのやり方等聞かれて、野口はくどいなとお感じになられたかどうかわかりませんが、私は、今のこの人事交流一つをとっても、任命権者として、そしてまた、設置者ですよ。非常に私は、市長としてはじくじたるものがあるのかなと推察をいたします。長崎市がつくった学校でありながら、市の教育委員会の思いどおりとえばおかしいけれども、人事交流をしたいけれども、これ一つをとってもなかなかできない。

そういったことで、私が市長に最後にお聞きをしたいのはですね、いわゆる県立5校が既にご承知のように、総合選抜から単独選抜制度に変わります。そして、県立の各学校は、学校の特色をそこに打ち出そうとしております。パンフレットも持ってきておりますけれども、それぞれ学校が特色を競って、生徒を集めようと、生徒に来てもらおうと、多くの生徒に来てもらって勉強してもらおうと、そういうことで、単独選抜に移行をしていくわけですね。

私は、市立商業高校がこのままであれば、県立高校がお互いに競って、特色ある学校をつくって子どもたちを集める。商業高校は、その中で私は、取り残されるというよりは、埋没してしまうのではないですか、このままでは、だから、人事交流

が難しいとするならば、組合に対して遠慮があって十分にできないと、退職願を書いてくださいといってもいやですと、書かんと。そういうことであるならば、もう、どうなんですか。私は、県に移管をして、県立商業高校として、県に運営等をお任せした方が、私は、商業高校の将来のためにはいいのではないかと思いますけれども、市長、子どもたちのためにも、そういうお気持ちを、私は、市長のお考えをお聞きしたことはないけれども、この場をかりて質問をさせていただきますので、県立へ移管をすると、将来的には移管をすると、そういうお気持ちがあられるかどうか、ご答弁をお願いいたします。

市長（伊藤一長君） 野口三孝議員の再質問にお答えをいたします。

長崎商業高校が抱える問題点につきましては、先ほど野口三孝議員さんと教育長の方で相当な議論があっておりまして、聞いておりまして、割愛の問題、人事交流の問題等々を含めて、ある意味では、議会の議員の皆さん方、傍聴の方々、私自身も、過去の議員の経験等も含めまして、長年の私は懸案事項ではなかろうかなと、それをよくまとめていただいて、勉強していただいて、本日の一般質問で、きょう総括的に質問されておられるわけございまして、内容につきまして、私もよく整理をされているなというふうに十分に評価をさせていただきたいというふうに思います。

今後の問題につきましては、先ほど壇上で申し上げましたように、長崎市立長崎商業高等学校課題検討懇話会を、これは恐らく私の記憶では、これだけ117年という長い歴史を持つ商業高校、すばらしい卒業生を有した伝統ある高等学校でございますけれども、この種の委員会を立ち上げるのは、私は、恐らく初めてではないかなと私の記憶では思います。それだけ、この委員会にかける意気込みというものも、私、先ほど4回の会議を経てという形で、一つ案を申し上げましたが、これはやってみないとわからない話でございまして、やりだしたら、まだ次から次にいろいろな問題が恐らく出てくるであろう。

その中に、今いみじくも野口三孝議員さんがおっしゃいましたように、最後は、それだったら、もう県内ではたしか今、市が高等学校を抱えている

のは長崎市だけになったのではなかろうかなと、前は市立高校とかございましたが、あれも県立鳴滝高校に移管させていただきましたので、佐世保もなくなりましたので、恐らく長崎市だけが、単独で高等学校を抱えているという実情ではなかろうかなということ等も含めて、県全体も、今度の総合選抜の見直し等も含めて、学校全体をどうするのか、高等学校全体を、ある意味では、今の知事の前前の知事さんのときですか、やはり半島も含めて、長崎県というのは、人材育成を目指す県でなければいけないから、高等学校をたくさん県内につくろうではないかと、その中で優秀な子どもたちを育てようではないかという時代があったわけでございます。そのときに、たくさんの高等学校が生まれたわけでございますけれども、それが、いわゆるこういう少子化の時代に入りまして、学校間もいい意味の競争の時代に入ったわけでありまして、そういう中で、この商業高校をどういうふうにしていくのか。

先ほど野口三孝議員がおっしゃいましたように、いみじくも、この際よければ、条件が整えば、同窓会等関係者の方々が整えば県に移管したらどうかということも、ある意味では、この懇話会の中で、場合によっては出てくる話ではないのかなと、いずれにいたしましても、懇話会をまず立ち上げて、その中で、私は喧々諤々の関係者間の議論をしていただくということが手続き的にも、私は望ましいことではないかなというふうに考えております。

中長期的な考え方を申し上げさせていただければ、県内全体の高等学校、特に、県立の高等学校のあり方自体も仄聞するところによりますれば、やはり見直しの時期にきているのではなかろうかなと、専門学校等も含めたことでございますけれども、そういう中で、こういう長崎の商業高等学校がどうなるのかということも含めながらの今後の議論、またお互いの協議、そういうものをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

40番（野口三孝君） 市長の方から答弁をいただきました。長いスパンで取り組まれていくと思っておりますけれども、私は、現状の商業高校であるなら

ば、県に移管をしていただいて、それが子どもたちのためにも私はなると思います。ですから、せっかくおつくりになる懇話会ですから、そういった席で有識者の方々に十分に意見をお聞きして、そのテーブルに私は、ぜひ議題として上げていただきたいと思ひます。

そして教育長、長いスパンでそういう形をとるとは言いながらも、やはり時間はかかるでしょう。来年移行するとか再来年移行するとか、それはできないことですから、その間においても、今、あなた方が対応するような商業高校であってはなりませんよ。教育委員会はもう少ししっかりして、新人の方々が傍聴なさっておるんですよ。こういう方々が将来、市をしょって、教育委員会もしょっていくわけですよ。どうか、教育委員会は、教育長あなたを中心に、もう少し、しっかりした態度で、事に対処をしていただきたいと思ひます。商業高校で先生方は組合が拒否をなさろうとどうしようと、それが人事異動することが子どものためにもなるし、学校のためにもなることなんですよ。そこを、あなたは責任者として、先生方によく説得をしていただきたいと思ひます。

お願いをして質問を終わります。

議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時2分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長（松尾敬一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。16番中田 剛議員。

〔中田 剛君登壇〕

16番（中田 剛君） 質問通告に基づきまして、逐次、質問をいたします。市長並びに係理事者の誠意あるご答弁を期待するものであります。

最初に、市長の政治姿勢について、有事法制の問題、非核三原則見直し発言の問題、核搭載可能なアメリカ艦船の長崎港入港問題など、被爆長崎市民にとって容認できない状況が生まれていますので、以下、これらの問題について質問をいたします。

まず、有事法制化の問題です。

有事法制3法案（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案）が国会審議

の中で緊迫の度を深めています。政府は、有事法制は日本が攻撃を受けたときに必要な法制だと繰り返し強調をしていますが、武力攻撃に対し、何の準備がなくてもよいのかとの態度を主張しています。しかし、有事法制は、日本を守るための法律ではなく、アメリカの軍事行動に対し、日本と一緒に参戦することが真のねらいではないのでしょうか。

小泉総理自身が国会答弁でも、「我が国に脅威を与える特定の国を想定していない」と述べています。このことは、日本を守るために有事法制が発動されることは想定されていないものです。

一方では、アメリカの戦争に参加をしていく準備は着々と進んでいます。1997年、5年前であります。日本とアメリカ政府は、新ガイドライン（防衛協力の指針）に合意し、それに基づき、3年前は戦争法である周辺事態法がつくられました。インド洋に展開している自衛隊の行動に見られるとおりです。こうして、アメリカがアジアで軍事行動を起こしたとき、日本も攻撃されるおそれがあるとの口実を設け、自衛隊がアメリカ軍の後方支援を実施するようになったことは、ご承知のとおりであります。

3法案の中身を見てみますと、有事法制は、周辺事態法と同じように、武力攻撃のおそれ、また、武力攻撃が予測されるとして発動されることとなります。アメリカが軍事介入をするとき、自衛隊はもちろん、国民まで総動員しようというのが、有事法制の中身ではありませんか。重要なことは、これまでの周辺事態法（戦争法）の制約を越えて、日本が武力行使を行うことを宣言したことにあります。憲法を踏みにじる点でも、国連憲章に違反し、武力行使を実施する点でも、容認することはできない内容になっています。

さらに許すことができないことは、有事法制のもとでは、国民の自由や人権を押さえつけ、戦争に総動員する仕組みをつくろうとしています。戦争最優先の国家体制そのものです。そのため、「国民は必要な協力をするよう努めるものとする」と明記し、戦争協力の義務を課しています。その上で、法案は、命令があれば必ず国民が従わなければならない問題を具体的に列挙しています。例えば土地、施設、物資は、自衛隊が必要だと宣告